

教育事務所長
学校以外の教育機関の長

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

岩手県教育委員会
教育長 高橋嘉行

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程（昭和55年岩手県教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(学校以外の教育機関の長共通委任事項) 第2条 学校以外の教育機関の長に委任する事項は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) 教育財産の使用の許可に関する事（重要かつ異例に属することを除く。）。 (3) [略]	(学校以外の教育機関の長共通委任事項) 第2条 学校以外の教育機関の長に委任する事項は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) 教育財産の使用の許可又は貸付けに関する事（重要かつ異例に属することを除く。）。 (3) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。